一般社団法人窓廻り装飾事業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人窓廻り装飾事業協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、窓廻り装飾事業(建築物の開口部「窓」に係わる商材とその施工に係わる事業をいう。以下同じ。)に関する調査、研究、情報の収集・提供、次世代の育成活動、外国人労働者の育成活動、研修会・セミナー等の開催を行うことにより、同事業の発展を図ると共に、窓廻り装飾に関する商品の安心・安全・快適・省エネの向上を図ることによって社会に貢献することを目的とし、これらの目的に資するため次の事業を行う。

- 1. 窓廻り装飾事業に関する研修会、セミナー、講演会等の開催事業
- 2. 窓廻り装飾事業に関する図書、その他の刊行物の発行事業
- 3. 窓廻り装飾事業に関する国内外の関係諸団体との連絡、交流及び協力事業
- 4. 窓廻り装飾事業の発展に寄与するため、教育と人材育成に努め、またその環境の 整備への施策に対する協力事業
- 5. 外国人労働者の斡旋・育成施策への協力事業
- 6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1. 退社したとき。
- 2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3. 除名されたとき。
- 4. 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - 1. 社員の除名
 - 2. 理事及び監事の選任又は解任
 - 3. 理事及び監事の報酬等の額
 - 4. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の 承認
 - 5. 定款の変更
 - 6. 解散及び残余財産の処分
 - 7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会 は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催す る。

(招集)

- 第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 代表理事が招集する。
 - 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、 社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求する ことができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席 した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章役員

(役員)

- 第18条 当法人に、次の役員を置く。
 - 1. 理事 3名以上
 - 2. 監事 1名以上
 - 3. 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 4. 代表理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務 を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告 を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の

任期の満了する時までとする。

- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事若しくは監事の 員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、 新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す る。

(役員の解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、 監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける 財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第25条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における 当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事 実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1. 業務執行の決定
- 2. 理事の職務の執行の監督
- 3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が 定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催

することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わる ことができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 理事会の規則で定める。

第6章基金

(基金の拠出等)

- 第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
 - 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
 - 3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)

- 第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに 代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これ を変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出 し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの 書類については、承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 5 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び 社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 羽生博明 木村明人 加納 諭 湯澤隆司 小嶋德昭 東郷清次郎

設立時代表理事 羽生博明

設立時監事 小川 久

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都・・・・・・・

設立時社員 羽生博明

住 所 和歌山県和歌山市・・・・・・・

設立時社員 木村明人

住 所 東京都・・・・・・・

設立時社員 加納 諭

住 所 栃木県日光市・・・・・・・・

設立時社員 湯澤隆司

住 所 大阪府大阪市・・・・・・・・

設立時社員 小嶋德昭

住 所 東京都・・・・・・・・

設立時社員 小川 久

住 所 千葉県市川市・・・・・・・・

設立時社員 東郷清次郎

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人窓廻り装飾事業協会設立のため、設立時社員羽生博明外6名の定款 作成代理人である行政書士前田聡は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子 署名する。

令和5年5月23日

設立時社員 羽生博明 木村明人 加納 諭 湯澤隆司 設立時社員 小嶋德昭 小川 久 東郷清次郎

上記設立時社員7名の定款作成代理人 行政書士 前田 聡